

Title	フレーム・アップとしての満鉄調査部弾圧事件(1942・43年)
Sub Title	The framing of the Manchuria Railway Company research bureau : the background to its suppression 1942-1943
Author	松村, 高夫(Matsumura, Takao)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2002
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.95, No.1 (2002. 4) ,p.67- 92
JaLC DOI	10.14991/001.20020401-0067
Abstract	<p>満鉄調査部事件は1942年9月21日、関東憲兵隊により満鉄調査部員24名が検挙(第1次)、続いて6名が検挙され、さらに翌43年、14名が検挙(第2次)された「満鉄マルクス主義」弾圧事件である。本稿は、この事件が北満型合作社運動弾圧事件(41年11月4日)による非検挙者の自白を発端とし、現実の運動の根柢なしに次々にフレーム・アップされていく過程を、権力側と非検挙者側の史料に基づき明らかにしたものである。</p> <p>The incident at the South Manchurian Railway Company's "Research Department" was to suppress "Marxism within the Manchurian Railway" with the arrest of 24 members of the "Research Department" by the Kwantung Army on September 21, 1942 (the first stage), followed by the arrest of another six members, with the further arrest of 14 members in 1943 (the second stage).</p> <p>Based on the historical records of both those in power and those that were arrested, this study considers the confessions of those that were arrested in the Northern Manchukuo Style Cooperative Society incident (November 4, 1941) to clarify the gradual process of the frame up without proof of an actual movement.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20020401-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フレーム・アップとしての満鉄調査部弾圧事件(1942・43年)

The Framing of the Manchuria Railway Company Research Bureau : The Background to Its Suppression 1942-1943

松村 高夫(Takao Matsumura)

満鉄調査部事件は 1942 年 9 月 21 日、関東憲兵隊により満鉄調査部員 24 名が検挙（第 1 次）、続いて 6 名が検挙され、さらに翌 43 年、14 名が検挙（第 2 次）された「満鉄マルクス主義」弾圧事件である。本稿は、この事件が北満型合作社運動弾圧事件（41 年 11 月 4 日）による非検挙者の自白を発端とし、現実の運動の根拠なしに次々にフレーム・アップされていく過程を、権力側と非検挙者側の史料に基づき明らかにしたものである。

Abstract

The incident at the South Manchurian Railway Company's "Research Department" was to suppress "Marxism within the Manchurian Railway" with the arrest of 24 members of the "Research Department" by the Kwantung Army on September 21, 1942 (the first stage), followed by the arrest of another six members, with the further arrest of 14 members in 1943 (the second stage). Based on the historical records of both those in power and those that were arrested, this study considers the confessions of those that were arrested in the Northern Manchukuo Style Cooperative Society incident (November 4, 1941) to clarify the gradual process of the frame up without proof of an actual movement.

フレーム・アップとしての満鉄調査部弾圧事件 (1942・43年)

松村高夫

要 旨

満鉄調査部事件は1942年9月21日、関東憲兵隊により満鉄調査部員24名が検挙（第1次）、続いて6名が検挙され、さらに翌43年、14名が検挙（第2次）された「満鉄マルクス主義」弾圧事件である。本稿は、この事件が北満型合作社運動弾圧事件（41年11月4日）による非検挙者の自白を発端とし、現実の運動の証拠なしに次々にフレーム・アップされていく過程を、権力側と非検挙者側の史料に基づき明らかにしたものである。

キーワード

満州、満鉄調査部、関東憲兵隊、北満型合作社、満鉄マルクス主義

序

満鉄調査部事件とは、1942年9月21日、関東憲兵隊により満鉄調査部員24名が検挙（第1次検挙）され（つづいて6名が検挙され、計30名となる）、翌43年さらに14名が検挙（第2次検挙）された事件である。この事件により、ゾルゲ事件による尾崎秀実および中国共産党諜報団事件による中西功などの調査部員検挙も加わって、満鉄調査部の活動は決定的な打撃をうけた。本稿では、調査部弾圧までを即時的に辿ることによって、満鉄調査部事件がフレーム・アップされる過程を辿り、何故その事件が生じたかを明らかにしたい。

満鉄調査部事件（第1次検挙＝「9・21事件」）は、北満型合作社運動弾圧事件（「1・28事件」）の被検挙者たちの供述が発端となった。北満型合作社は、当時「浜江コース」と呼ばれた。関東憲兵隊司令部の報告『在満日系共産主義運動』も、満鉄調査部事件は「1・28工作事件取調中に於て、同事件関係者を以てする在満日系共産主義運動の母体なるものが、満鉄調査部にありと推定し得る多数の供述を得た事に発して居る⁽¹⁾」と記している。その意味で、両事件は別個ではなく統一して考察しなければならない。合作社運動も調査部活動もともに植民地体制を前提とした社会変革を希求したという点で共通しているが、両者の運動には本質的な差異があり、憲兵隊司令部の表現を借りれば、「9・21事件は主として理論活動なるに反し、1・28工作事件は、北満に於ける農民左翼的組

織運動であって、両者の其の運動は自ら異な⁽²⁾って居」た。両者の運動とも軍の方針と抵触したときに弾圧がなされたのであるが、両者の検挙の理由付けは当然異なったのである。本稿では「1・28事件」から叙述しよう。

第1章 北満型合作社運動弾圧事件（「1・28事件」）

関東憲兵隊司令部は、1941年11月4日未明、「在満日系左翼前歴者を中心とする日系共産主義運動に徹底的弾圧を加へ、之が根源を掃滅すべき目的を以て⁽³⁾」、満州各地の50余名の一斉検挙を断行した。満州国検察庁と満州国警察がこれに協力した。以後、約1年半にわたる取り調べの結果、44名を管轄高等検察庁に送致し、8名を釈放した。この事件が「1・28事件」と当時弾圧当局内で称されたのは、この検挙が新京憲兵隊本部の報告にもとづき軍と関係機関が審議した結果、41年10月28日に決定されたからである。

1941年11月4日の一斉検挙に先立って、関東憲兵隊はまず同年6月中旬に情野義秀を検挙した。情野を検挙する確固とした証拠はなかったので、彼の業務上横領を検挙理由とした。この検挙について、実行者の一人であった川戸武（新京憲兵隊本部思想対策班班員）は、戦後次のように供述している。「それは憲兵隊として窮余の策であったと言へる。その訳は、今まで事件中、中心格の人物と目星を付けて『偵諜』をやっていた情野義秀が犢職行為の暴露を恐れ、一丹日本に引上げた上職を求めて広東に赴くとの情報を得、此の際検挙しなかったなら、機会を逸する必要に迫られたからである。」⁽⁴⁾即ち、41年6月中旬、川戸は命令兼指導者の松本満貞（新京憲兵隊特高課長）の命によって大島英雄（新京憲兵隊本部思想対策班班長）に随行して四平憲兵分隊に行き、日本へ帰国途中の情野を検挙し、身柄不拘束のまま憲兵隊本部に連行した。尋問を開始するにあたって、松本は川戸

(1) 関東憲兵隊司令部編『在満日系共産主義運動』（1944年、1969年に極東研究出版会より《満洲共産主義運動叢書》第3巻として復刻）、540頁。石堂清倫は、『在満日系共産主義運動』の「全体の構成は各被告の自供と上申書を誰かがまとめたもので、憲兵隊は最後に修辭上の訂正を加えた程度だろうと思われる。そこに記されている事実は、荒唐無稽な作為である」（石堂清倫「満鉄調査部と『マルクス主義』」（労働運動史研究会編『運動史研究』2、1978年、17頁）という。本書は事件をフレーム・アップした権力側の報告として読まれなければならない、ということは間違いない。（この史料復刻に伴う山口博一による書評『アジア経済』第11巻8号、1988年11月を参照。）権力側の史料であるということから満鉄調査部事件の解明を放棄するのではなければ、権力側の他の供述書などの史料や検挙された者の「手記」などにもとづいて事件を可能な限り再現することが必要であろう。満鉄調査部についての研究史は、平山勉「日本における満鉄調査部論」（田中明編著『近代日中関係史再考』日本経済評論社、2002年所収）を参照されたい。なお、本稿では、本来「満州」「満州国」とすべきところを、満州、満州国と記している。

(2) 前掲『在満日系共産主義運動』、462頁。

(3) 同上、447頁。

(4) 川戸武「供述書」（1953年4月10日）、20頁。

に対し、「彼〔情野〕の積職行為を追求せよ、万一思想関係が軽微で事件にする事が出来ない場合は積職罪を以て処置（事件送致の事）するまでだ⁽⁵⁾」と述べている。このように情野に関する思想関係の検挙理由や確証がほとんどなかったにもかかわらず、彼を検挙したのである。だが、情野は3日後に陳述をはじめ、自筆「手記」に以下の5点を書いた⁽⁶⁾。

1)「北安省合作社連合会経理係の職務を利用、公金約5万円を横領し之を遊興交際費に充当した。」

2)「満州に来て以後、満州評論社及満鉄調査部から発行している図書の中にマルクス主義が巧妙に織り込まれている事を知り、それ等の執筆者の多くが転向者であり、マルクス主義を捨て切っていない事を感じて、大いに啓蒙された。」

そして、3)として「浜江グループ」の結成が6名でなされたこと、4)として「『浜江コース』の開祖は佐藤大四郎であって、彼はその労作『満州に於ける農村協同組合運動』『満州農事合作社運動』の中で満州の農業政策はマルクス主義に基いて実施さるべき事を判りと述べている。『浜江コース』は転向者以外に多くの進歩の人々に支持せられ、それ等総べての人々を^(ママ)『浜江グループ』と言はれているが、意識的連繫のある者は6名に限られる」と書いている。「非合法活動」の中心6名は「中核体」と呼ばれ、平賀貞夫、情野義秀、進藤甚四郎、岩間義人、井上林、田中浩から成る。さらに5)として、「中核体結成以外に非合法活動はやっていない」と書いている。2)は、『満州評論』関係者や満鉄調査部関係者の検挙に、3)と4)は、北満型合作社関係者の検挙に連なっていくことになる。この情野の供述にもとづいて、「1・28事件」が起こされたのである。

「1・28事件」の一斉検挙に際して、関東憲兵隊はそれなりに慎重に検討し、満鉄関係者は検挙から除くことを決めた。前出の川戸の「手記」によると、「情野義秀の陳述は憲兵隊の上級幹部の間で検討された。その結果、中核体を結成した6名は、秘密結社の組成分子と看做され、彼等に啓蒙的作用を及した満州評論同人、満鉄調査部、協和会及政府機関の一部進歩の分子を共産主義者と認め、彼等に対する検挙名簿と理由書が、関東軍司令部に提出された⁽⁷⁾」だが関東軍司令部からの回答は、満鉄調査部関係者を名簿から取り除くことを検挙の条件とするものであった。さらにこの事件の立証に失敗し、検挙された者が無実となった場合には、憲兵隊長以下の責任を問うという条件もつけられた。この時関東軍司令部には検挙しても立証する自信がなかったのである。

1941年11月4日、関東憲兵隊は合作社や『満州評論』関係者の検挙を実行した。この時は満鉄調査部員の検挙は躊躇し見送っている。検挙は新京憲兵隊本部特高課思想対策班が担当し、命令者は原守（関東憲兵隊司令官）および門田善実（新京憲兵隊長）、命令兼指導者は松本満貞（新京憲兵隊特

(5) 同上、20頁。

(6) 同上、21～22頁。

(7) 同上、22頁。

高課長) および小林藤平治(新京憲兵隊特高課付), 檢拳の指導者は中村哲夫(関東軍司令部付新京憲兵隊本部特高課, 原職は東京司法裁判所検事)であった。実行者は大島英雄, 川戸武, 工藤某(新京憲兵隊特高課防諜班), 藤本吉一(新京憲兵隊特高課), 今関喜太郎(新京憲兵隊本部思想対策班), 中島信(同思想対策班)であり, 三尾豊(大連憲兵隊本部付)はどの程度実行したか判らないので参加者とされている。さらに板倉信吾(北安憲兵隊付), 小泉某(錦州憲兵隊本部付)など地方の憲兵隊も参加した。さらに檢拳の際には, 新京憲兵隊本部特高課からも多数参加した。⁽⁸⁾川戸によると, 「此の事件の『端緒』を得た新京憲兵隊本部曹長大島は, [関東軍] 司令官原守より『賞状』を授けられ, 私(川戸)は大島の部下として忠実に服務しその間多くの資料及証拠品を収集, 整理した為に『賞詞』を受けた。⁽⁹⁾

「1・28事件」で檢拳された50余名は, 以下のような人々を含んでいた。平賀貞夫, 情野義秀, 進藤甚四郎, 岩間義人, 井上林, 田中浩(以上6名は, 「中核体」なる秘密組織を創ったとされた), 佐藤大四郎, 大塚讓三郎(以上2名は北満型合作社運動の指導者), 塙正, 小松七郎, 岩船省三, 河上重雄, 安原謙市, 鈴木公平, 柴村一重, 五十君章, 新藤弥平治, 横山梅太郎, 韓承格, 徐夢銘, 熱田基, 深谷進, 佐藤太一, 有馬好男, 田中武夫(『満州評論』), 野川隆, 黒川利雄, 田中武男(興農合作社), 多々良橋雄, 安井清隆, 桜井左京, 清水平八郎, 内田勝三, 鳥谷寿平, 土本強平, 浅井豊, 長畑忠夫, 岡本正光, 落合直文, 斉藤慎一, 山浦繁貞の41名である。『満州評論』の鈴木公平, 田中武夫, 『満州新聞』の黒川利雄, 『ハルビン日々新聞』の清水平八郎, 満州帝国協和会の熱田基, 深谷進, 佐藤太一, 安井清隆以外は, ほとんどすべて合作社運動の関係者であった。満鉄調査部関係者は花房森1人のみであった。花房は満鉄調査部ロシア係で, 『改造』や『中央公論』にソ連紹介の記事を書いたというのが檢拳の理由だった。花房は佐藤晴生, 鈴木小兵衛とともに後の「9・21事件」の名簿に編入されたので, 上記41名のなかには入っていない。他に釈放された者の一部, 留置中死亡した者の一部も上記の氏名から除かれている。

檢拳者された者には, 満州国官吏など「社会的に重要地位を占めていた」者が多かった。憲兵隊司令部はこの檢拳の結果, 「完全なる転向を信ぜられていた左翼前歴者にして, 而も其の何れもが満州国政府官吏乃至は準官吏として社会的に重要地位を占めていたことは, 巧妙陰険なる人民戦線戦術と相俟って政府並関係諸機関に大なる衝動を与へ⁽¹⁰⁾」たと記している。

平賀貞夫など6名は「中核体」なる秘密組織を創ったとされたが, フレーム・アップであった可能性が大きい。その一人井上林の「手記」によると, 中核体の結成経過は, 1939年8月末か9月初旬頃, 農業倉庫設営の講習会が滨江省連合会主催の下, 綏化で開かれたとき, 平賀貞夫宅に進藤甚

(8) 同上, 16~18頁。

(9) 同上, 19頁。

(10) 前掲『在満日系共産主義運動』, 447頁。

四郎、井上林の3名が集まり、研究会をもつことを決めたが実施できなかった。翌40年11月頃、綏化会合（第2次）のため綏化の平賀の自宅に同じ3人が再度集まったが、情野は40年1月浜江省連合会に転職し不参加であった。⁽¹¹⁾だが、憲兵隊司令部の報告になると、情野の手記にもとづき組織図まで描いて、平賀がトップの指導者で、日本共産党再建組織（岡部グループ）と関連があると「想像している」が、さらに「中核体」は「無統制なる日系共産主義運動を統一指導せんとする所謂指導体として、併せて中国共産党の満州に於ける共産主義社会建設に、側面的援助協力を為すことを当面の任務として結成せられたる組織体であって、日本共産党の流れを汲み、共産主義世界革命の一環として、日・満・支同時武装蜂起に依る暴力革命の意図を内蔵していたものである⁽¹²⁾」とされたのである。

1942年8月28日、新京高等法院は情野以下4名の「中核体」に対し満州国治安維持法第1条第1項「団体結成罪」を適用し無期徒刑の判決を下した。佐藤大四郎以下11名の関係者に対しては、同治安維持法第5条第1項「宣伝罪」を適用し、佐藤には12年、小松には7年の刑を下し、大塚讓三郎、鈴木公平、深谷進などは執行猶予とした。⁽¹³⁾合作社関係の太田清、松尾勝利、田中武男、野川隆が獄死した。さらに佐藤大四郎も新京監獄未決監の独房で43年5月20日、栄養失調の上に肋膜炎を起こし死去した。⁽¹⁴⁾尾崎秀実が佐藤の死を知ったのは、尾崎が処刑される何日か前のことであり、尾崎は44年10月27日付の妻英子宛の手紙に、「私よりもっと若い人達が沢山死んでいるのを知って悲愴の思ひをしました。……いづれも高い教養と理想をもつよき若人達で、これから先どんなにか世の中のお役に立つ人々であったかもしれません。昨一夜この人達に思ひをはせ慎んで黙禱いたしました」と書き送っている。尾崎英子は、「若い人達」とは「大上末広、佐藤大四郎、佐藤晴生などの諸氏。いづれも満州方面で活躍されていました。当局の弾圧で拘留中死去されたよし、尾崎に伝へたのです」と、戦後刊行された書簡集に脚註を付している。⁽¹⁵⁾

(11) 井上林「手記」。

(12) 前掲『在満日系共産主義運動』、503頁。

(13) 同上、533～535頁。

(14) 田中武夫は、佐藤大四郎の獄死について、次のように書いている。「佐藤大四郎は判決後、日系だけを収容する奉天監獄に護送された。奉天監獄は、外見は満州の大平原に浮かぶ白亜の殿堂のようなしろものであった。……筆者が奉天監獄に移って間もなくの事であった。ある日獣医が言った。『お前は佐藤大四郎を知っとるか、きさまも近いうち、あのようになるさ』。筆者が大四郎の死を知ったのは、そのときであった。窓の下をよく棺桶が通った。判決のあった直後に佐藤大四郎に会った塙英夫は、人間があれ程瘦せ細るものだろうかと思った、本当に骨に皮がくっついているだけという印象を受けた、と語っている。佐藤大四郎の死因は、基本的には栄養失調、そこに肋膜炎をおこしたのである。栄養失調に余病を併発すればひとたまりもない。佐藤大四郎が死んだのは、昭和18年（1943）5月20日午前4時30分であった。享年33歳。」（田中武夫『橋樑と佐藤大四郎——合作社事件・佐藤大四郎の生涯』龍溪書舎、1975年、350頁）

(15) 尾崎秀実『愛情はふる星のごとく』世界評論社、1946年、260～261頁、前掲田中『橋樑と佐藤大四郎』351頁にも引用されている。

第2章 「1・28事件」の弾圧対象とその誘因——北満型合作社運動と『満州評論』

では何故、北満型合作社運動が弾圧の対象とされたのだろうか。1937年満州産業開発五カ年計画が樹立・実施され、そのなかで農業生産力増強の対策として農事合作社法が制定されると、農村協同組合が全満州に拡大しはじめた。「農事組合組織並運営方針」は、第1項で「組合ハ農村経済ニ対スル国家的統制ヲ担当スヘキ組織ニシテソノ当面ノ任務ハ農業開発五箇年計画ノ健全ナル遂行ト経済的実利ノ賦与ニヨル農民生活ノ安定ヲ図ルニアリ⁽¹⁶⁾」としている。

満鉄調査部で展開されたマルクス主義、いわゆる「満鉄マルクス主義」は、満州農業を北満型と南満型に大別し、ハルビン以北の北満では大規模農業経営が中心であり、膨大な土地を所有する地主、富農層が多数の雇農層（農業労働者）を債務隷農として従属させ利益を得ているに対し、南満では中・貧農による経営がなされているとした。満州国政府も当初は、「北満に於ける農業経営の特異性に対処する農村社会運動」である北満型合作社運動を「単なる机上の空論と一蹴するを得ず⁽¹⁷⁾」、南満型農業に向かうのに寄与するものと捉えていた。

北満型合作社運動の創設と発展には、佐藤大四郎と大塚讓三郎が重要な役割を果たした。佐藤は日本共産青年同盟員であった1931年4月に逮捕され、以後3年間近く獄中であったが、療養のため大連に来たところ、母校の先輩渡辺雄二（満鉄経済調査会主任）の紹介により36年1月に『満州評論』の編集員となった。佐藤は、『満州評論』を理論的に指導していた橋樑の農村協同組合理論から、さらには大上末広のマルクス主義から強く影響を受け、マルクス農業理論の研究をすすめた。佐藤は36年半ばから大塚讓三郎と浜江省綏化県に農村協同組合を創設する準備をしていたが、その創設を実践するため37年1月に『満州評論』を辞め、大連を離れて綏化県に向かった。他方、東京帝国大学経済学部在学中に大内兵衛の影響を受けた大塚は、当時浜江省公署財務課長をしていたが、省政の一端として協同組合の創設に尽力した。佐藤は、北満では「農業生産力をその根底において阻害する半封建的土地所有＝高率地代の是正を基本線とする改革が要請せられ、更にかかる改革と併行して、勤労農民大衆を、中・貧農層を中心として組織的に把へ且つ援助する方策が、……樹立され実行されねばならぬ⁽¹⁸⁾」と主張した。彼らの設立した協同組合は1年で浜江省農事合作社連合会に発展的に解消し、佐藤は浜江省農事合作社連合会主事として以後2年間に、岩間義人、深谷進、進藤甚四郎以下50余名の「左翼前歴者」を採用した。この北満型合作社は、浜江、北安の2省で

(16) 満鉄調査部『南満ニ於ケル合作社』（1939年12月）、1頁。

(17) 前掲『在満日系共産主義運動』、464、465頁。

(18) 佐藤大四郎『満州に於ける農村協同組合運動の建設——農事合作社の発展のために——』、満州評論社、5頁。

中・貧農中心の農民運動を展開し、「浜江コース」と呼ばれた。

この北満型合作社は、本来的に二面性をもっていた。中西功は、「浜江コース」の二面性を次のようにいう。「一面では、それは日本帝国主義の満州経営を巧妙に補足するものでありましたが、他面では、『満州国』の地主的・買弁的な合作社にたいする批判でもありました。」⁽¹⁹⁾即ち、満州国政府の主導する合作社が大地主と糧棧（穀物商）に依拠していたのに対し、中・貧農に重点をおく「浜江コース」は「満州の合作社の中でも特異なもの」であり、「綏化県だけは襲わない」と抗日軍が言っていると農民の口から口へ伝えられたほど、中・貧農の側に立つ運動であった。ただ問題は、たとえ合作社運動が佐藤、大塚たちによって良心的に実践されたとしても、日本の植民地支配下の満州において中国人農民の解放はありえたのかという点にある。中西の「もし、この人々が良心的にこの運動をおこなおうとすれば、当時の東北（満州）の抗日民族統一戦線運動（地主の一部をもふくむ）のあり方と、それとの関連について徹底的な考究を必要としたと思うのですが、それにたいして考慮がはらわれた形跡がないところに、この運動の大きな弱点があったように思います」との指摘は、示唆的である。

この北満型合作社運動のもつ二面性は、橘樸の「新重農主義」の評価と関わる問題でもあるが、田中武夫の戦後中国での次のような供述は、重要な示唆を与えると思われる。即ち、「関東軍憲兵隊に検挙された理由・事情：これは、東北に於ける侵華日本ファシスト勢力の内部矛盾、即ち関東軍乃至偽満高級官僚団と橘樸系統の侵華特務分子集団——「重農派」社会ファシスト集団との対立・激化と及び日帝の大平洋戦争発動の準備とに因るものである。その矛盾の主要形態は、侵華政策上の重点指向の対立にあった」と⁽²¹⁾として、重農派は「1936年末開始の綏化合作社と同様な合作社網を主要手段とする中国農民の懐柔・籠絡であった。これに対し、関東軍は東北の中国農民に対する政策は武装討伐の反復や『集団部落』政策の採用に見られる野蛮主義であり、その外には排他的な日本農業殖民政策を大々的に強行した。偽満政府は農業合作社を、名実共に農民に対する地主統制を強化する為に行政下部機構として上から下への組織方針を以て組織した。」⁽²²⁾

こうして中・貧農の運動である北満型合作社運動が拡大していき、満州国政府による上からの合作社運動＝興農合作社と抵触するに至ると、1940年夏、興農合作社中央会の人事権が発動され、「浜江コースが蹴散らかされた。」⁽²³⁾尾崎秀実の「満州への公開状」（『満州日報』1941年3月から）に対

(19) 中西功『中国革命の嵐の中で』、青木書店、1974年、266頁。

(20) 同上、266頁。

(21) 田中武夫「坦白」（1958年8月28日）。田中は関東軍憲兵隊を関東軍憲兵隊と誤記している。田中はその後、前掲『橘樸と佐藤大四郎』のなかでは見解を変え、「浜江コース」と佐藤大四郎を全面的に礼讃している。

(22) 同上。田中武夫は、権力内部の支配権が2・26事件を契機として重農派（真崎甚三郎、荒木貞夫、石原莞爾など）から統制派（東條英機、永田鉄山など）に移行したと指摘している。

(23) 前掲田中『橘樸と佐藤大四郎』、341頁。

し、佐藤大四郎は「“満州への公開状”に答ふ」(『満州評論』1941年4月)を書くが、そのなかで「建国10年、農民生活は、物心両面に亘って改善せらるること余りにも僅少ではなかったかという疑問の損する事であります。……中央地方に亘って、有志の人々が尽した努力は、事ひとたび農民対策に関する限り、おおくは徒勞となつて、殆ど実を結んでおりませ⁽²⁴⁾ん」と落胆しているように、41年春にはすでに合作社の実体は消失していた。その意味では41年11月に合作社関係者を一斉検挙する理由はなかったのである。

一斉検挙は、合作社運動を支援する機関誌『満州評論』の関係者にも向けられた。『満州評論』は、1931年満鉄囑託の肩書をもつ橘樸(交渉部資料課囑託)、野田蘭蔵(交渉部資料課囑託)、小山貞知(総務部囑託)と、小林英一(交渉部資料課職員)によって発議され、当時関東庁の時局雑誌等創刊不許可方針にもかかわらず河相達夫(関東庁外事課長)を介して特別に創刊を許可されたものである。37年春には「綏化合作社運動」を『満州評論』の根本主張とするという編集方針が確立された。佐藤大四郎が『満州評論』編集者を辞めたのち、田中武夫は、歴代編集者に対し佐藤大四郎の寄稿を多くするよう要望している⁽²⁵⁾。林田は、「手記」でこう書いている。『満州評論』は「普通一般のジャーナリズムでは有りません。それは当初小山貞知、橘樸、岸田英治などを中心とし、旧満鉄経済調査会に基礎を有する同人雑誌として創刊せられたのであります。私の編輯当時即ち、昭和12年より昭和13年にかけて日本国内に於ける左翼的諸活動は弾圧せられたる状況にあったにも拘らず、ここに於ては満鉄幹部が左翼活動に対する嚴重なる監督を怠りました為に、自由にその研究が続けられ、書齋派マルキストの一群が養成せられたのであります。而して彼等は社内に於ける理論的機関誌として、満鉄調査月報及び年報を有し、他方主題及読者層に対する一層広汎なる活動分野を開拓せんとして『評論』をその活動分野としたのであります。」⁽²⁶⁾ その後も「書齋派マルキスト」は増加し、37年10月から『満州評論』執筆者には鈴木小兵衛(ペン・ネームは大住孝二、矢島淳次郎、石川哲夫)、松岡瑞雄(堤)、稲葉四郎(伊勢達夫)、山崎進(末吉不二男)、佐瀬六郎(清川八郎)、中西功(大村達夫)、大上末広(関戸千広)、佐藤大四郎(大槻雪男)、鈴木公平(松井龍男)など多彩な顔ぶれが登場している。綏化合作社運動の機関誌『北満合作』が政府の圧制下に廃刊された40年には、田中武夫は編集者三浦衛に『北満合作』執筆者を『満州評論』に吸収するよう文書で指示している⁽²⁷⁾。42年秋に高等検察庁思想課長高橋某が田中武夫に語ったところによれば、「既に十年来」満州検察当局はこれらの「満州評論活動」関係者に対する内定を継続していたという。

合作社・『満州評論』と満州国政府の方針との対立は、1940年頃から激しくなった。同年12月になって新京の憲兵隊が動きだした。「軍からすれば、調査部、『満州評論』、綏化合作社などに共通す

(24) 同上、342~345頁。

(25) 田中武夫「坦白」。

(26) 林田丁介「手記」。

(27) 田中武夫「坦白」。

る満州社会近代化主張には、潜在的敵から顕在的敵に転化する危険性が濃くなった⁽²⁸⁾。企画院事件にみるように、官庁機構のなかでの「赤」呼ばわりが一斉に起こった。41年6月に一斉検挙リストが作成されたが、しかし、関東憲兵隊司令部は独ソ戦勃発、満州国の国内事情を理由に「人心を動揺させる」として再検討を命じた。関特演が実施されたのは7・8月であり、その後11月の大検挙となったのである。

第3章 満鉄調査部弾圧の準備過程

1941年11月4日に検挙した50余名の取り調べが開始されたのち、同年12月30日、「1・28事件」関係者として鈴木小兵衛が熱海で東京隊によって検挙され、翌42年1月身柄を移送された。鈴木は40年6月に満鉄調査部を辞め、満州帝国協和会中央本部に勤務していた。ハルビン西方の三肇地区で自動車事故のため重傷を負い、熱海で転地療養中のところ検挙されたものである。鈴木は、42年4月頃に「自己の世界観を根底より改悟し、翻然として思想転向を決意するに至った。……その供述に依り満鉄調査部が、在満日系共産主義運動の温床体、母体であることが判明し、……更に鈴木は其の運動発生の因由、運動の概要と主要なる左翼分子、大上末広以下実に60余名を指摘し、捜査遂行に大なる寄与を為したのである⁽²⁹⁾」と関東憲兵隊の報告は記している。鈴木の全面的な供述が、満鉄調査部弾圧に利用されることになる。

鈴木が関東憲兵隊に提出した「満鉄調査機関左翼系分類表」⁽³⁰⁾は、89名を「特殊グループ」、「第1グループ」、「第2グループ」、「第3グループ」、「第4グループ」の5つのグループに分類したものであるが、「第2グループ」の人々の「左翼思想清算シタトスレバ満鉄調査部左翼ハ大体ニ清掃セラレ得ルモノト考ヘラレマス」として、「特殊グループ」、「第1グループ」、「第2グループ」の検挙を満鉄調査部弾圧の有効な範囲と記している。この「分類表」には月日が記されていないが、そのなかに中西功などが「最近検挙の由」とあるので、42年7月の中共諜報団事件以後、調査部弾圧事件に至るまでの間に書かれたものである。

(28) 石堂清倫は、次のように書いている。「石原理論の社会篇ともいべき橋樑さんの理論的影響も急速に減退しました。ところが経済調査会の大上末広君たちは、この変化に気づくのが遅すぎたと思われます。橋さんは経済理論を関東軍参謀部につなぐ水路であり、ときには防波堤の役割を果たしたのですが、彼の理想主義的改革案が取り下げられたあとも、『満州評論』の論調は余り変わりません。軍からすれば、調査部、『満州評論』、綏化合作社などに共通する満州社会近代化主張には、潜在的敵から顕在的敵に転化する危険性が濃くなったことになります。私の考えでは橋理論と大上理論には共通点があります。」(石堂清倫「関東軍の満鉄調査部弾圧事件について私の感想」『労働運動研究』2000年11月号、39頁)

(29) 前掲『在満日系共産主義運動』、541頁。

(30) 鈴木小兵衛「手記」。

「特殊グループ」については、「最モ左翼意識ノ強イモノトシテ満鉄社外ヘノ連絡ノ可能性ヲ有スル人々又ハ己ニソレニヨッテ検挙セラレタ人々ヲ挙ケレハ次ノ様ニナリマス」として、「1）尾崎秀実（東京）、2）安斉庫治（北京）、3）中西功（上海）、4）尾崎庄太郎（北京）、5）伊藤律（東京）、6）津金某〔常知〕（上海）、7）白井行幸（北京）」の7名を挙げ、「安斉、中西、尾崎庄太郎、白井行幸ハ何レモ同文書院系ノ中ノ左翼意識ノ最モ強イ部分テアリ最近検挙ノ由ナノデ外部トノ連絡ガ疑ハレルト思ヒマス」と書いている。人名の前に付された算用数字は、「社内左翼活動量順位」である（以下、同様）。

「第1グループ」は、「満鉄左翼ノ中テ左翼意識強キモノニ属スル者」であり、「1）川崎巳三郎（社外）、2）大上末広（社外）、3）鈴木小兵衛（社外）、4）石堂清倫（大連）、5）佐藤晴生（北京）、6）稲葉四郎（大連）、7）横川次郎（大連）、8）堀江邑一（大連）、9）松岡瑞雄（新京）、10）平館利雄（東京）、11）渡辺雄二（新京）、12）野間清（南京社外）、13）小泉吉雄（新京）」の13名を挙げている。そして、「満鉄調査部左翼ノ清算ノ場合ハマズ之等ノ人々カ問題ニナルモノト思ヒマス」と書いている。

「第2グループ」としては、「左翼意識ノ中ノ上又ハソレヨリヤヤ下位ノ人々ヲモ含メテ」「1）吉植悟（新京）、2）飯淵敬太郎（東京）、3）石田精一（大連）、4）下条英男（新京）、5）佐藤洋（大連）、6）山崎進（社外）、7）井上照丸（東京）、8）岡崎次郎（新京）、9）和田耕作（社外）、10）石田七郎（北京）、11）枝吉勇（社外）、12）吉原次郎（新京）、13）石井俊之（北京）、14）具島兼三郎（大連）、15）宮西義雄（大連）、16）土井章（社外）、17）中楯寿郎（新京）、18）発智善次郎（東京）、19）山口正吾（北京）、20）石川正義（上海）、21）三輪武（上海）」の21名を挙げている。そして、「第1グループガ元老組デアアルノニ対シテ コノグループハ2、3ヲ除イテ現調査部左翼ノ中堅層ヲナスモノデアリ 第1グループノ人々ニツイテ清算ノ対象トナル人々デアリマス」としている。

「第3グループ」は、「第2グループヨリハヤヤ低ク積極的ナ左翼的影響ヲ余リ有セヌモノト考ヘラレルモノトシテ」、佐瀬六郎、花房森、田村某、大形考平、山口辰六郎、野々村一雄、狭間源三、西尾忠四郎、杉之原舜一、和田喜一郎、佐々木義武、米山雄二〔雄治〕、新庄憲吉、西雅雄の14名を挙げている。さらに「第4グループ」として荒川実蔵以下26名、「グループ別不明」として5名を挙げている。

そして満鉄左翼活動の特徴として、「彼等ノ左翼的意図ガ全ク社業ソノモノノ範囲内ニ止リソレ以上ノ活動ヲ取テスル迄ノ強固ナル左翼意識ヲ有スルモノトハ一般的ニハ存在シナイ様ニ思ヒマス……業務自体ガ全ク大衆トハ離レタ国家的研究業務デアリ日本ノ運動トモ支那ノ運動トモ結合スル可能性ヲ殆ド有シナカツタコト」を指摘し、「国ノ立場ヨリミテソノ清算ハ是非ノゾマシキモノニ思ヒマス」と書いている。

鈴木小兵衛が関東憲兵隊にだしたりストが検挙者名簿の基礎になったことは間違いなからう。石

堂清倫は、次のようにいう。「満鉄調査部の赤狩りを一番最初に提案したのは佐野学ですけどもね。満鉄を肅正しなくてはならないということを『日本新聞』に書いたのは佐野学、それからそれを具体化してリストをつくったのが村山藤四郎、いよいよ捕えてから具体的な精密なリストを作ったのは鈴木小兵衛、それを田中君やなんかも皆補足したのですね。」⁽³¹⁾

三輪武は、1943年4月シンガポールで検挙された（「中間検挙」）が、次のように述べている。「しびれをきらした小泉軍曹は8月のある日、君たちの仲間はずでに正直に自供していると言って、私に数枚の紙片を見せました。それには2、30名の調査部員の名前が列記してあり、その一つ一つに前歴の有無、調査部内の主要な業績、その思想的企図、思想的行動、交友関係などが注記してありました。何より驚いたことは、その筆跡が鈴木小兵衛のものであったことです。鈴木の手書は、私が彼の長文の私信をもらって読んだこともあるので忘れもしません。この文書は憲兵隊の記録にあるリストの原表にあたるものだと思います。私はこの背信的な告発に、怒りとも悲しみとも違う絶望的な感じで胸が一杯でした」⁽³²⁾と述べている。

田中武夫自身も、「綏化合作社運動及満州評論活動の来源・母胎が満鉄調査部であることを憲兵中尉中村某の訊問に応じ系統的に文書で陳述したことによって、憲兵隊の上述の第2次検挙に対し有力な手懸りを供した」と書いている。田中はいう。「所謂関東軍憲兵隊密偵組織は2つの形態がある。1）ひとつは、東北を侵犯していた日本人社会ファシストに対する関東軍憲兵隊の1941年11月

(31) 井村哲郎編『満鉄調査部——関係者の証言』アジア経済研究所、1996年、428頁。石堂清倫は次のように書いている。「訊問では一切反問を許さずに、誰かの模範陳述に合致するまで何回でも上申書の書き直しを命じ、最後にそれを調書にした。この全体を構想し、個々の調査行動に深刻な政治的意義をあたえたのは鈴木小兵衛である。その鈴木もはじめは憲兵に反抗し、否認したにちがいないが、途中で、事実の有無は問題でなく、そこにいたこと、そこで働いたことに意味があることをさとしてから、憲兵隊を上廻る構想で、みずから手で大事件をでっちあげ、被告全員をそれに同調させ、そのうえ大仰に悔悟反省して皇民として転向することを誓う、という手のこんだ形式をとれば、重刑に処せられなくてすみはしないかという希望をもったとみえる。自分が助かりたいのはもちろんだが、思い切りのわるい同僚たちをもこのやり方に同意させることでついでに助けようと考えたとも思われる。しかしそれは考えすぎかもしれない。戦後彼は国民政府軍、ソ連軍、人民解放軍のあいだを渡りあるき、そのたびにたくさんの人を密告し、最後に自決におこまれた。もともと神経の繊細な彼はことによると憲兵隊にとらえられてからすっかり破壊され、ずっと精神錯乱状態がつづいたのでもあろう。多くの仲間を誣告して、自分だけは起訴をまぬかれ、平気で生きている連中に比べると、死をえらんだ鈴木はまだしも立派であった。」（前掲石堂「満鉄調査部と『マルクス主義』」、17頁）また、最近（2000年）、石堂は、次のように書いている。「第1次検挙のリストを作成したのは満州拓殖公社員の村山藤四郎氏——農業理論家、3・15事件後解党派に属した人物、このリストにより鈴木君もつかまいますが、かれはたちまち憲兵隊に迎合して、61名を摘発します。何をしてくるか端倪をゆるさないところです。第2次検挙リストは後任の押川一郎調査部次長が作成したもの。検挙が拡大する気配があったため、調査部自身が一定数の人物を差し出すのでその誠意に免じて検挙をこれ以上ひろげないことを嘆願したものです。調査部を救うための人身御供というところです。」（前掲石堂「関東軍の満鉄調査部弾圧事件について私の感想」、41頁）

(32) 前掲井村編『満鉄調査部——関係者の証言』、463頁。

の検挙後、その被告に対する取調べの過程に於いて、憲兵隊がその検挙拡大の為に、1942年夏関東軍憲兵隊本部留置場で、日本人特定人物の『満鉄調査月報』雑誌及『満州評論』雑誌中の論文によってその思想状況を上記の被告に鑑定させ、然る後に憲兵隊の作った被追加検挙候補者名簿についての被告の意見を徴したところの、密偵者（即ち上記の被告）間には連絡関係が無かったところの、臨時的な組織である。従って、この組織中において密偵活動をした者が誰々だと確定し難いが、1941年11月4日に検挙された者の中「綏化合作社」運動者を除く大部分又は全部が上述の密偵活動を行ったと考えられる。⁽³³⁾

こうして関東憲兵隊司令部の「1・28事件」関係者に対する取り調べは、同司令部の報告によると、「予期の如く進捗し、情野義秀を中心とする中核体関係者及佐藤大四郎を中心とする北満型合作社運動関係者の一部は既に事件送致し、爾余の関係者も早晚取調の終結を見る状況にあつたのであるが、此の時関係者からも満鉄調査部関係者に対する有力なる容疑資料を得、彼是照合の結果前記鈴木小兵衛の供述は概ね正確なりと判定せられ⁽³⁴⁾た。

じっさい、取り調べ中の大塚讓三郎、田中武夫、鈴木公平、深谷進、佐藤晴生、花房森の計6名に対し、鈴木小兵衛の指摘した満鉄調査部関係者について供述させ、鈴木小兵衛の供述の裏をとると同時に、さらに30数名を追加した。鈴木小兵衛と上記6名が「左翼分子として交会的に指摘せる満鉄調査員其の他」の人名は、68名におよんでいる。そのうち鈴木小兵衛が指摘した者61名、佐藤（晴）が指摘した者32名、深谷進が指摘した者31名、大塚が指摘した者9名である。例えば、北支経済調査所に40年5月から42年4月まで勤めた佐藤晴生は、北支経済調査所におけるマルクス主義的分子との関係者として、安斉庫治、山口正吾、石井俊之、石田七郎、尾崎庄太郎、白井行幸、向阪政雄、小林庄一のことを詳しく供述している。⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾

(33) 田中武夫「坦白」。田中は41年11月4日の合作社弾圧を第1次検挙、43年のを第2次検挙とっており、42年9月の調査部第1次検挙を指していない。田中のいう第2の密偵組織の形態は、「1941年11月の第1次検挙及1943年の第2次検挙による被候補者の中から選別した特定の走狗を以て1945年4月（と推定される）に組織されたところの常設の本格的な組織であり、その任務は憲兵隊の検挙活動に奉仕する為の在東北に本人民主分子及社会ファシストに対する偵察であった。この組織への参加者は、私の知る限りに於いては、鈴木小兵衛、野間清及私の3名である。この密偵組織は関東軍憲兵隊本部憲兵准尉藤本某によって掌握され、密偵中においては鈴木小兵衛が首領格であった。而して私は鈴木氏の指揮下に属し、他方に於いて大連憲兵隊憲兵曹長三尾豊により掌握されていた（私が大連に居住した関係上）。野間がこの組織に参加している事は、長春の鈴木氏の寓居で偶然彼と出会ったことから知り得たのである。」（同上「坦白」）このような密偵活動をしていたが故に、1945年5月3日の高等法院での判決以前に（同年4月に）野間は満州政府外交部勤務兼満州国通信社勤務として「已に社会的活動と行っていた」し、田中は満州評論社に復職していたし、鈴木は「なほ『無職』であったが当時已に満州評論への寄稿活動をしていたようであって、」憲兵隊の補助を受けていた、と田中は推測している。

(34) 前掲『在満日系共産主義運動』、541～542頁。

(35) 同上、543～547頁。

(36) 佐藤晴生「手記」。

関東憲兵隊は、以上のようにして得た68名の満鉄調査部関係者について、検挙するための偵諜活動を着々と実施した。まず、「一括処理機関として新たに関東憲兵隊司令部内に未だ此の類例を見ざる思想処理班の設置に着手し、是に既往の思想事件処理に關与せる憲兵を配し、先づ検挙に対処し得る人的整理を期したのである。」⁽³⁷⁾ 関東憲兵隊司令部警務部思想班が1942年7月10日に編成され、班長の松本満貞をはじめ、中村哲夫以下13名が任命された。

検挙のための第二段として物的証拠の収集検討に着手し、『満州經濟年報』、『満鉄調査月報』、『資料彙報』、調査部の調査資料、パンフレット、『満州評論』、『改造』、『中央公論』、『新天地』などの検討を2ヶ月間で終え、42年9月上旬には68名分の証拠を揃えた。「索出論文検討状況一覧表」⁽³⁸⁾によると、大上末広は論文63篇のうち52篇が検討され、小泉吉雄は論文50篇のうち40篇が検討され、具島兼三郎は論文35篇のうち18篇が検討され、和田喜一郎は論文77篇のうち58篇が検討され、といった具合である。検討して関東司令部に報告したのは、鈴木小兵衛を含む先の7名である。例えば、鈴木小兵衛は「研討者」として、1934年版『満州經濟年報』の石田七郎論文「満州工業生産に於ける動向」についての評価を下し、「本論文には山田盛太郎の『日本資本主義分析』の工業分析による強き影響が示されている。……皇道發揮をもつて単なる資本の運動となし、其の結果としての工業畸形化を示してその支配への不満を表せるものと云はねばならぬ」⁽³⁹⁾と報告している。また、深谷進は、大上末広の『満州評論』(12巻22号)の論文「満州農村協同組合の新たな任務」について、次のように検討し報告している。「本文は政府農政審議会による農村協同組合及農地政策決定事項に対する評論であるが、文中マルクス主義の見解を示唆する意図が看取される。……要約すると、本文は政府の農政審議会の方針に関連して、マルクス主義の見解から満州農村を以て地主的、封建的土地所有制度であるとなし、ここに於て日本の資本家が産業を開発することによって内地では得られない高い利潤を得るのであるが、其れは満州農民の生産費を無視した殖民地的搾取が行はれるからであるとの意味を示唆し、協同組合に関してはマルクス主義の見解から同組合が農村流通過程の近代化に寄与する点に大なる進歩的意義を有しているとの意味を示す意図と解される」⁽⁴⁰⁾と。

また、田中武夫は次のように供述している。「1942年夏に於ける臨時的な密偵組織中において、私は指定された『満鉄調査月報』の論文からは、満鉄調査部員中佐藤某、石田精一(であったらうと思う)、某(失念)を『危険分子』(「共産主義者」)、清水盛功(盛光)、佐藤武夫は『然らず』とふるい分けし、『満州評論』の編輯後記からは、満州評論編輯者中林田丁介(当時大連都市交通会社経理課長)、三浦衛(当時大連日々新聞社記者)、栗原東洋(当時満州評論編輯者)を『危険分子』、芝崎嘉彦(当時協和会本部職員もしくは当時の奉天省莊河県協和会職員)は『然らず』とふるい分けし」た。

(37) 前掲『在満日系共産主義運動』、547頁。

(38) 同上、551～553頁。

(39) 同上、553～554頁。

(40) 同上、554～556頁。

「被検挙者名簿に対しては、堀江邑一、田中九一、具島兼三郎、横川次郎、石堂清倫、井上照丸等の満鉄調査部員中の有名人や調査部員兼満州評論同人の積極分子……大上末広、渡辺雄二、和田喜一郎、石田七郎、小泉吉雄、野間清、松岡瑞雄、佐瀬六郎、吉植悟、稲葉四郎、野々村一雄、米山雄爾〔雄治〕等及満州評論前編輯者林田丁介、栗原東洋等が列挙されていた。以上の密偵活動によって、関東軍憲兵隊の満鉄調査部への手入を促進した。即ち共産主義運動からの脱落、転向者及それに類するところの満鉄調査部員を主要対象とした1943年の第2次検挙は、以上の密偵活動の⁽⁴¹⁾決定的な幫助に由るものである。」そして、満鉄調査部の検挙予定者の決定にはいった。

満鉄調査部事件（第1次）は、関東憲兵隊司令部警務部第2課特別班が当り、命令者は加藤泊次郎（憲兵隊司令官）と長友次雄（憲兵隊司令部警務部長）であった。加藤泊次郎は「東条英機の子分と噂を呼んでいた」人物である。検挙の命令者は「1・28事件」の松本満貞（後には武本実）、中村哲夫の他に、実行者は「1・28事件」の大島英雄、藤本吉一、今関喜太郎、川戸武、小泉某、板倉信吾、高橋某であった。「1・28事件」と同一人物が多数検挙の命令者や実行者になっていた点が注目されよう。

先の川戸武は、「此の事件の特徴は、マルクス主義の活動が理論の枠内に限られていた事、被検挙者の総てが満鉄調査員であった事である。憲兵隊の指導者、中村中尉は、此の事件に就いて合法場面を利用する非合法活動であると言った」と供述している。そしてさらに「此の事件は、1・28事件以上に複雑困難であり、且つ訊問は可成り長期間を必要とする見越を付け、事件処理は憲兵隊司令部が担当する事と成り、松本少佐以下1・28事件処理班の大部分は司令部に転属、新に特別班を設めた」と述べ、また、「此の事件は1・28事件被検挙者の陳述書が基礎になって証拠が⁽⁴²⁾ためがされた為『偵諜工作』は全然やっていない」と述べている。即ち、この供述は、北満型合作社弾圧の場合は、合作社運動が存在しそれを革命を目ざす運動と決めつけたのだが、満鉄調査部の場合は運動そのものは存在しなかったので、検挙するには当初から無理があったことを示している。「1・28事件」の鈴木小兵衛等6名の「手記」が基礎となって、満鉄調査部員の執筆論文の内容などで「証拠固め」をしているだけであり、それにもとづいて満鉄調査部の活動を共産主義運動と認定したのである。

第4章 満鉄調査部事件（「9・21事件」と第2次検挙）

1942年9月17日、関東憲兵隊司令部は司令部に関係各隊特高課長などを招致して、一斉検挙に関する計画を示し、日本国内と在中国各関係憲兵隊に対しては検挙依頼⁽⁴³⁾を手配した。同日午前9時に

(41) 田中武夫「坦白」。

(42) 川戸武「供述書」, 27頁。

(43) 前掲『在満日系共産主義運動』, 556～557頁。

「関東憲兵隊司令官 加藤少将」の名でだされた関東憲兵隊命令（関憲作命第334号）には、「1、1・28工作ニ依リ満鉄関係者ノ共產主義運動ノ全貌判明セリ」,「3、新京、大連、哈爾賓、奉天、錦州各憲兵隊長ハ別紙1ニ基キ容疑者ノ検挙並留置ニ任スヘシ 検挙着手ノ時機ハ9月21日トス」⁽⁴⁴⁾とあった。そして、別紙には29名の検挙予定者が、略称、所属、住所、検挙実施（隊）、留置担任とともに記されている。

つづいて関憲作命第334号にもとづく「警務部長細部指示」がだされ、「1、本事件ヲ9、21事件ト称ス」とした。その指示のなかでとくに注目されるのは、「5、留置ニ際シテハ特ニ左ノ件ニ注意スルヲ要ス 1、本事件関係者ハ一人一房ヲ原則トシ嚴ニ自殺、通牒、逃走等ヲ防止スルコト 2、取扱ヲ慎重ニシ物心両方面ニ亘リ無用ノ苦痛ヲ与ヘサルコト 3、当分ノ間家族其他トノ面接ハ一切許可セス……」⁽⁴⁵⁾としている点である。さらに付箋には、「新聞掲載禁示ハ満州、日本共手配済」⁽⁴⁶⁾ともしてあった。

じっさいに42年9月21日に検挙された者は、以下のとおりである。⁽⁴⁶⁾

第1次検挙

日本（鈴木小兵衛 41年12月30日東京憲兵隊1・28工作者として逮捕）

大上 末広 42年9月21日 京都憲兵隊

狭間 源三 同 東京憲兵隊

満州（含関東州）

渡辺 雄二 42年9月21日 新京憲兵隊

小泉 吉雄 同 同

吉原 次郎 同 同

栗原 東洋 同 同

米山 雄治 同 同

横川 次郎 同 同

（花房 森 41年11月4日 大連憲兵隊1・28工作者として逮捕）

稲葉 四郎 42年9月21日 大連憲兵隊

石田 七郎 同 同

具島兼三郎 同 同

野々村一雄 同 同

(44) 同上、557頁。

(45) 同上、560～561頁。

(46) 同上、566～569頁。

	三浦 衛	同	同
	林田 丁介	同	同
	溝端 健三	同	同
	堀江 邑一	同	同
	佐藤 洋	同	同
	下条 英男	同	同
北支	(佐藤 晴生	42年 4月28日	北京憲兵隊 1・28工作者として逮捕)
	石田 精一	42年 9月21日	北京憲兵隊
	石井 俊之	同	同
	和田喜一郎	同	同
中文	石川 正義	42年 9月21日	上海憲兵隊
	西 雅雄	同	同
	加藤 清	同	同
	鈴江 言一	42年 9月26日	同
	野間 清	42年 9月21日	南京憲兵隊
	長沢 武夫	42年10月 4日	杭州憲兵隊
中間検挙			
	松岡 瑞雄	43年 3月23日	新京憲兵隊
	三輪 武	42年 4月26日	関東憲兵隊司令部
	和田 耕作	42年 4月29日	同

検挙時の職業は満鉄社員が35名、他9名のうち元満鉄社員は5名であり、帝国大学卒業は26名、
「インテリ出身のプチ、ブル性が今次運動を特性づけて居」た。⁽⁴⁷⁾

では、検挙は具体的にどのようになされたのか。大上末広の例をとってみよう。⁽⁴⁸⁾1942年9月21日、
京都で検挙された「在満共産主義運動関係者京都帝国大学助教授大上末広」は当時40歳。家宅捜索
では79点が押収され、京都大学では大学が仮屋善次（京都憲兵分隊司法警察官陸軍憲兵准尉）による
「京都帝国大学人文研究所ノ大上研究室ノ任意捜索ヲ承諾」し、大上著『満州国興農合作社の組織』
を含む25点が押収された。そのとき作成された調書によると、大上は1926年4月京都帝国大学経済
学部入学、29年4月大学院に入学、山本美越乃、作田壮一両教授指導下に支那国民経済論を研究、

(47) 同上、61頁。

(48) 以下は、大上末広に関する、「身柄引渡ニ関スル参考」（京都憲兵分隊）、「家宅捜索承諾書」（1921年9月21日付）、「承諾書」（京都帝国大学人文科学研究所）、「領置書」、「領置目録」、「引渡物件」、「押送状」（1942年9月23日、京都憲兵分隊から関東憲兵隊司令部宛）による。

33年9月満鉄経済調査会会第1部第5班研究主任任命, 37年4月満州国國務院土地制度委員会委員任命, 39年3月京都帝国大学経済学部臨時講師嘱託, 39年11月満鉄退社, 京大助教授, 人文科学研究所に勤務しており, 「本名ニ対スル近隣一般ノ風評ハ稀ニ見ル人格者ナリト定評セラレアリ又勤務先ニ於テモ上司並ニ学生間ニ大ナル信望アリ」, 「本検挙ニ際シテハ所轄検事ノ拘引状ヲ求メタルモ検事総長ノ指揮ナキニヨリ其ノ意ヲ得サリシヲ以テ9月21日6時不拘束ノ仮検挙シタルモノナルカ被疑者ハ検挙以來克ク憲兵ノ指示ニ從ヒアリテ反抗的態度等毛頭ナシ 尚憲兵隊ニ検挙セラレタル理由ニ付在満当時一高在学当時以來ノ親友タル満州国興農合作社ニ勤務中ノ佐藤代四郎カ左翼の色彩アルヲ知悉シ居リナカラ交際セル結果ニ因ルナラント漏シアリ」とある。大上自身は, 検挙の理由を合作社の佐藤大四郎との交際にあったと理解していたようである。身柄は, 42年9月25日新義州憲兵分隊において京都憲兵分隊の仮屋善次により押送状, 身柄引渡状, トランク1個とともに関東憲兵隊司令部に引き渡された。42年9月26日南新京憲兵分隊において訊問された時, 大上は, 「憲兵隊ニ連レテ来ラレタコトハ思想事件ノ嫌疑ノ為ト思ヒマス……思想問題テ疑惑ヲ生シタコトハ国家ニ対シマタ山本作田両先生ニ対シ誠ニ申訊ナキ次第テアリマシテ深く謹慎反省シテ居リマス⁽⁴⁹⁾」と述べている。

1942年10月27日に関東憲兵隊司令部思想班が作成した「9・21事件第1次取調計画」によると, 「方針 被疑者の社会的地位高きもの, 健康体ならざるものを優先的に実施する如く考慮しつつ本年未迄事件の概貌を把握し得る如く実施せんとす⁽⁵⁰⁾」とされ, 優先的に取り調べる被検挙者を大上系と資料課系に分け, 大上系は大上末広(社会的地位), 野間清(社会的地位), 和田喜一郎, 小泉吉雄, 資料課系は横川次郎, 下条英男(健康体ならず), 具島兼三郎(社会的地位), 吉植悟, 佐藤洋(健康体ならず)とした。

第2次検挙のために, 翌1943年7月13日10時, 「関東憲兵隊令官 大野少将」の名で関東憲兵隊命令(関憲作命第367号)がだされた。「1, 9・21事件関係容疑者新ニ判明セリ 2, 関東憲兵隊ハ9・21事件第2次検挙ヲ実施セントス」とし, 「検挙着手ハ7月17日トス」とされた。検挙は大連隊と新京隊によりなされ, 以下の9名が検挙され, 各地に留置された。同年11月1日には枝吉勇が大連で検挙され, 第2次検挙者は10人となった⁽⁵¹⁾。

発智善次郎	43年7月17日	大連憲兵隊
石堂 清倫	同	同
田中 九一	同	同
伊藤 武雄	同	同

(49) 南新京憲兵分隊による大上末広「訊問調書」(1942年9月26日)。

(50) 前掲『在満日系共産主義運動』, 590頁。

(51) 同上, 561~562, 569頁。

佐藤 六郎	同	同
武安 鉄男	同	奉天憲兵隊
平野 蕃	同	新京憲兵隊
守 随一	同	同
代元 正成	同	同
枝吉 勇	43年11月1日	大連憲兵隊

第1次検挙後、満鉄調査部は総務課長北条秀一（枝吉の後任者）を新京へ出向させ、関東憲兵隊の松本満貞と協議させ、事件をこれ以上拡大させないよう依頼していた。松本は次に検挙するリストとして100名余を示している。調査部は軍部との協力姿勢を表すために、検挙してもよい10名のリストを自発的に提出し、軍部はこれに応え、第2次はわずか10名を検挙するだけでとりやめたと⁽⁵²⁾いわれている。

第1次、第2次検挙とも取り調べ当初は、関東憲兵隊が「……本格的取調開始後尚国策調査を主張して譲らざるものの意外に多かりしは遺憾であった⁽⁵³⁾」と記すほど、検挙された者は抵抗していた。取り調べは、「1・28工作の取調に鑑み事前準備に遺憾なきを期し、被疑者に対しては温情を以て接し拷問、誘導訊は絶対禁止し、被疑者をして速かに思想甦生を為さしむると共に、事件の真相究明に万全を期するにあつた⁽⁵⁴⁾。」こうして拷問はなされなかったが、自己反省の「手記」を書くことが強制され、彼らは心ならずもしだいにそれを受け入れていった。「……事前に検察庁と協議して諒解を得、正式の記録としては被疑者の複写浄書せる手記を以て訊問調書に替へたのである⁽⁵⁵⁾。」こうして「手記」＝「転向声明」が次々に書かれた。

例えば、野々村一雄は次のような苦渋に満ちた「手記」を書いた。「現在ノ心境ヲ率直ニ申シ上ゲマス。後悔ノ心デアリマス。……私ハ昨昭和十七年九月以来九ヶ月有余ヲ留置場内ニ送り静カニ過去ヲ反省スル機会ヲ得マシタ。……私ハ留置場内テコレハ教育テアル教育的徳戒デアルト考ヘ考ヘ今度コソシツカリト更正ノ道ヲ歩ネバナラヌト自分ニ忍マツ申シ聞カセマシタ。……マルクス主義理論ニツイテモ色々考ヘテ居リマス。オ調べノ際オ訊ネガアレバ申シ述ベルコトト致シマス⁽⁵⁶⁾。」

枝吉勇も次のような「現在ノ心境」を書いた。「省レバ實際運動ヲ脱退以後 研究ノ範圍ニ於テハマルクス理論ヲ抱キ利用スルハ国法に抵触セザルモノ密ニ解シ 専ラ合法ノ範圍内ニ於テ行動スルヲ建前トシ来リ……マルクス理論ヲ調査ニ活用シ其階級の見方ヲ利用シ 真ニ階級闘争ノ激化ニ

(52) 石堂清倫、野間清、野々村一雄、小林庄一『15年戦争と満鉄調査部』原書房、1986年、183頁。

(53) 前掲『在満日系共産主義運動』、593頁。

(54) 同上、587～588頁。

(55) 同上、595頁。

(56) 野々村一雄「手記」。

結論ヲ呈サズシテ其一步手前ニテ階級關係ヲ考察ノ上之ニ対策ヲ与フレバ可ナリトノ見解ヲ以テ事ニ当リ居タルノ実ハ自己思想ヲ自慰的ニ合法化視シタルニ止マリ マルクス理論其物の当然帰結タル資本主義社会ノ変革ヲ心ノ底ニ認メ乍ラ殊更ニ之ヲ隠トクシ居タルナリ……今次検挙ニ際シテモ当初ハ未ダ自己ヲ合法ノ範囲内ニ居リタル如ク錯覚シ 漸次其非ノ認メアルモ尚心ノ奥底ヨリ其非ヲ覺シ得ズシテアガキ居タルハ誠ニ不面目ノ至リナリ⁽⁵⁷⁾」

石堂清倫も次のような手記を書かざるをえなかった。「私ハ改メテ五年間ノ調査部生活ヲ想起シマス。ソレハ徹頭徹尾無反省ト利己主義トイフニ尽キマス。私ノマルクス主義活動ソノモノモ利己ト結ヒツイタモノテアリマシタ。何等反省ナク軽々ニ行動シテ得意ニナツテ居マシタ。徹シタ反省ナキマルクス主義行動ニハ信念ヲ欠キマシタ。今回ノ検挙ニ際シテモ私ハマルクス主義ノ立場ヨリ敢然抗争スヘキ信念ヲ持タナカツタノテアリマス。調査方法トシテノマルクス主義ノ適格性トイフ笑フヘキ主張ハ弁解ノタメノ弁解ニ過キマセン。国策ニアリ社業テアルトイフ抗弁マルクス主義ヲ非トシツツモソノ清算ヲ通セス単に頼被リママ免レントシタニ過キマセン。……ソレハーツニハ唯物的思想ニ毒サレテ毅然トシテ守ル理想ヲモタヌ所ニヨルモノテアリマス。漸クニシテ私ハ唯物論的思想ト人間ノ徳トノ關係ニ氣ツキマシタ。ココカラ私ハマルクス主義世界觀離脱カ可能トナルト信シマス、コレラノコトハ日本人ヘノ復讐ニヨツテ始メテ可能トナルノテアリマス。」⁽⁵⁸⁾

1943年12月27日に、関東憲兵隊は「憲兵としては未だ嘗て類例を見ざる画期的思想事件に対する一切の処理を大過なく終了し得たのである⁽⁵⁹⁾」としているが、検挙された者は新京、本溪湖、敦化、ハルビン、大連、錦州などにある憲兵隊留置所に分置し、長い拘留期間にわたって調査するだけで、なかなか裁判に移さなかった。

事件に犯罪の具体的証拠はなかったので、検察官や裁判官は処罰するのに困惑した。検挙者44名中、長沢武夫、栗原東洋、佐藤洋、鈴江言一の4名は、送検されないうちに釈放され、残り40名は新京高等検察庁に事件送付された。移送者のうち、5人が獄死した。即ち、守随一と発智善次郎は奉天第2監獄未決監にて発疹チブスにより死亡し、佐藤晴生は新京監獄未決監において栄養失調により死亡し（44年3月21日）、大上末広は新京監獄未決監において発疹チブスに罹り千早病院にて死亡した（44年3月19日）。西雅雄も新京監獄未決監に於いて栄養失調により死亡している（44年3月25日）。

1944年秋、検察側はそのうち21名を正式に起訴し、残りの者を罪証不十分のため起訴処分せず、つぎつぎに釈放した。45年5月、新京法院で判決が言い渡され、松岡瑞雄、渡辺雄二が5年の刑

(57) 枝吉勇「手記」。

(58) 石堂清倫「手記」。前衛党が検挙されたのちの方針をもたなかった状況のなかで、権力側の取り調べに対してどう対処するかは個人が判断しなければならなかったことを石堂氏は筆者に強調された。（1997年10月18日の石堂宅でのインタビュー）

(59) 前掲『在満日系共産主義運動』、600頁。

(執行猶予5年)、他の2名が3年の刑(執行猶予4年)、残り全員が1年の刑(執行猶予3年)という判決が下った。判決を言い渡された者は全部執行猶予付きで処理され、そのあと全員が釈放された⁽⁶⁰⁾。以後、満鉄調査部は大幅に改組され、42年11月に大連で開かれた業務審議委員会では、調査部組織運営方針を根本的に変えるとともに調査部組織の改組や調査部本部の新京への移転を決定し、「調査姿勢のうえでも組織のうえでも関東軍の『要望』に従った。」⁽⁶¹⁾新京移転は43年5月に実施された。こうして調査部の調査活動は事実上停止を余儀なくされたのである。⁽⁶²⁾

第5章 満鉄調査部弾圧事件の弾圧対象とその誘因

関東憲兵隊司令部は満鉄調査部の運動形態の特質として、1)組織の合法性、2)国策調査への便乗、3)国家の革新的建設イデオロギーへの便乗、4)合法的出版物の機関誌として獲得利用、5)連絡手段の公開性の5点を挙げて⁽⁶³⁾いる。だが、いずれの点をもみても現実の犯罪を構成しないため、満鉄調査部の活動を共産主義を浸透させるものとフレーム・アップしたのが『在満日系共産主義運動』であったことは前述したところである。そのなかでは、マルクス主義が満州で合法的に活動しえた鍵は、講座派の二段階革命論にあると決めつけている。社会主義革命の前段として、まず下からのブルジョア革命を唱えた講座派理論は、封建的残滓を一掃し近代化、資本主義化を進める点で満州の国策と一致したので、ある時期満鉄調査部の活動は満州国政府の支持を得た。しかしその背後には次の段階のプロレタリア革命の遂行が隠されているとみなし、調査部弾圧の口実としたのである。即ち、「而して彼等が得た結論は満州の社会、経済が歴史的変遷に於て半植民地、半封建的性格の相互規定に制約され、社会近代化に依る資本主義社会への発展は列国に比し著しく遅れて居り、仮令満州事変後に於ける日本独占資本の進出ありと雖も前述の制約は未だ解消されず、封建的残滓、即ち地主、高利貸資本、商業資本等が存在している為、社会主義革命への前提たるべき近代化は実現され得ない。従って当面に於ては国策の要請に便乗し、其残滓を除去してブルジョア革命への移行を促進せしめ、次で当来すべきプロレタリア革命の諸条件促進を為すべきであると謂ふ所謂二段革命論を基礎付けると共に、調査を通し政治的実践行動を為し来ったのである。」⁽⁶⁴⁾

マルクス主義にもとづく国策に沿った調査活動が、体制変革をめざす共産主義運動の一環だったとみなす関東憲兵隊の「論理」は、検挙された者の多数の「手記」(事実上の調書)のうえに組み立

(60) 石堂清倫『わが異端の昭和史』勁草書房、1986年、267～270頁、伊藤武雄『満鉄に生きて』勁草書房、1964年、253～254頁。

(61) 野間清、下条英男、三輪武、宮西義雄編『満鉄調査部総合調査報告集』重紀書房、1982年、28頁。

(62) 井村哲郎「末期満鉄調査の組織・人員・予算」、新潟大学大学院現代社会文化研究所『中国世界における地域社会と地域文化に関する研究』第1輯(2001年度)。

(63) 5点は、前掲『在満日系共産主義運動』、355～360頁に記されている。

(64) 前掲『在満日系共産主義運動』、120頁。

てられた。例えば、石堂清倫の「手記」は次のようにいう。

「調査部カ国家機関ニ提出スル調査内容カマルクス主義的テアルト云フコトハ其ノ内容カ国策ニ反映シコノ性質ニ変更ヲ生セシメル可能性ノアルコトヲ意味シマス。少クトモ国策ノ動揺ト弱化ハ免レナイノテアリマス。シカモコレカ合法的ニ行ハレルトイフノテアリマス。コレカ第一ノ問題テアリマス。

国策調査ノ内容或ハコノ調査ニ対シ基礎ヲ成ス満州及支那ニ関スル其ノ他ノマルクス主義調査(例ヘハ満支社会ノ性質規定ノ如キ)ノ成果ハ共産主義運動ニトリーツノ展望トシテ役立つ可能性ヲ有シマス。シカモコレモ国策調査ノ名ニ於テ合法的ニナサレルノテアリマス。コレカ第二ノ点テアリマス。

以上二点ハ共産主義ノ一ツノ手段タルモノト云フコトカテキマス、換言スレハ調査部マルクス主義活動ハソレ自ラカーツノ共産主義運動ト見ラレルノテアリマス。……コレハ国策ノ名ニ於テ行レ得タトコロニ現時ニ於ケル共産主義トシテノ意義ヲ有シマス。私ノ活動ハカカル特殊形態(調査部)ト特殊手段(国家ノ為ノ調査)ヲ通シテ行ハレタ共産主義運動テアリマス。⁽⁶⁵⁾」

検挙された者の供述をもとにして弾圧の口実を構築したのは、新京憲兵隊の中村満貞であると推測される。中村は東大法学部出身の検事だったのが召集されて憲兵隊に入り、思想関係担当として満鉄調査部事件で主任取調官となった人物である。三輪武によれば、「満州の近代化を革命のために志向していくと言うようなことは、中村がいろいろと智恵を付けて指示していたよう⁽⁶⁶⁾」であった。かくして満鉄調査部による一連の調査はすべてマルクス主義を政策に反映させるためになされた⁽⁶⁷⁾と断定され、マルクス主義者は、「国策の要請たる増産開発等の生産部面拡大に便乗し」、「左翼調査成果を政策に反映せしめることに努めた⁽⁶⁷⁾」とされたのである。この「左翼調査」には経済調査会設立以降の調査から、「軍並政府当局より政策上の必要に基き依頼を受け実施した依頼調査」、さらに「総合調査」まで含んでいる。軍がとくに危機感をもったのは「総合調査」であった。

旧経調派の松岡瑞雄、稲葉四郎などの提唱により、1938年暮から正月にかけて大連で開かれた調査部拡充会議(いわゆる正月会議)で「総合調査」の方針が決定された。かくして調査部に総合課が設置され、旧経済調査派は再興した資料課派を吸収したが、一方、関東軍参謀部は、39年1月12日、満鉄に対し、調査の重点を満州とソ連(とくにシベリア)における作戦の要求に即応する現地調査を求め、新京に重点を移し、調査は軍と密に協力することを求めた⁽⁶⁸⁾。だが、調査部はそれを無視し、独自の「総合調査」を実行していった。「総合調査」は、1940年度の「日・満・支に亘るインフレーション調査」、41年度の「戦時経済調査」、さらに42年度には前年度の継続として「戦時経済

(65) 石堂清倫「手記」。

(66) 前掲井村編『満鉄調査部——関係者の証言』、538頁。

(67) 前掲『在満日系共産主義運動』、120頁。

(68) 前掲『満鉄調査部総合調査報告集』、26～27頁。

調査」等が実施され、「満鉄左翼調査の黄金時代とも云ふべき全盛期を現出」⁽⁶⁹⁾した。

1939年4月、調査部が大調査部に拡大改組されたときには、1731人だった調査部員は、翌4年にはさらに増えて2345人になった。⁽⁷⁰⁾拡大後大連本社に入った者は、堀江邑一、岡崎次郎、伊藤好道、山口正吾、藤原定、川崎巳三郎、平館利雄、具島兼三郎、石堂清倫、石田精一、藻谷小一郎、野々村一雄、安藤次郎、土岐強、佐藤洋、石川正義、鈴木重歳、西雅雄、細川嘉六、尾崎秀実、伊藤律などである。そのなかには軍部の政策を公然と批判する者もいた。⁽⁷¹⁾

このように多数のマルクス主義者が満鉄に入った理由として、伊藤武雄は、第1に、日本国内の弾圧がますます激しくなり、「社会運動がほぼ崩壊したので満州なら力を伸ばせると考えた」こと、第2に、何度も警察に検挙されて「転向書」を書いたが、なお「警察から信用されず危険分子と見なされ満州に追われた」こと、第3に、社会運動をしたため職が得られなかったことの3点を挙げている。⁽⁷²⁾具島兼三郎は、「海の向こうに自由があるときいて、わたしが海を渡って満鉄に入社した」1937年頃の「満鉄には日本内地では想像もつかないような自由があった。内地では、満州事変後の反動的な風潮のなかで自由な空気は地を払い、レッド・パージの嵐が吹き荒んでいた時に、個々ではマルクスがどうの、レーニンがどうのといった式の議論が平気で戦わされていたからである。それは内地と大陸という地理的隔絶からくる政治的時差のせいであったかもしれないが、1つには満鉄は「国策機関」だから、他のところで許されない事でも、ここでは許されるといった式の甘ったれた気分の所産でもあった。また少し赤がかった奴の方が仕事がよく出来るから、あまり細かいことをやかましくいう必要はないとする会社幹部のおおらかな態度が、この自由の造成に役買っていたこともまた事実であった。それはともかく、そこにはたしかに内地では思いも及ばぬ自由があった」⁽⁷³⁾と書いているが、それは同時に「檻の中の自由」であったとしている。これが真の自由ではなく、制限つきの自由だったことは、満鉄弾圧事件がよく示すことになった。

では、「総合調査」とはどのようなものであったのか、今少し詳しくその内実をみてみよう。調

(69) 前掲『在満日系共産主義運動』、125頁。

(70) 前掲『満鉄調査部総合調査報告集』、10頁。

(71) 例えば、具島兼三郎は『満鉄調査月報』(1939年10月号と40年1月号)で日独伊三国同盟に日本が入るのは不利で危険であるとして反対した。調査部長田中清次郎はこの論文に感激し、東京の参謀本部に具島を派遣し、参謀に説明する任務を課した。(具島兼三郎『どん底のたたかい——私の満鉄時代』九州大学出版会、1980年、24～27頁)

(72) 前掲伊藤『満鉄に生きて』、216頁。

(73) 前掲具島『どん底のたたかい』、21～22頁。黄福喜も、「ちょうど日本国内にファシズムの暗い影が立ち込めている時、向こう岸のいわゆる自由は、実際は決して本物の自由では無く、籠の中の拘束されたところの自由に過ぎないものだった。彼らはひたすら自由を渴望していたので、たとえ籠の中の自由であろうとこの上ない興奮と貴重さを感じた。彼らは思う存分に文章を書き、思う存分に大いに談じ、また思う存分に自由を享受した」と書いている。(黄福喜『満鉄調査部検挙事件の探求』石堂清倫監訳、高島英子訳・発行、2000年、23頁)

査に当たって、大連総合課の横川次郎が調査の全般的指導を行い、東京、新京、北京、上海等各地に指導連絡責任者をおいた。その「総合調査」遂行の中心となったのは、新京は松岡瑞雄、下条英男、吉植悟、東京は飯淵敬太郎、宮西義雄、狭間源三、北京は石田七郎、山口正吾、大連は横川次郎、稲葉四郎、上海は中西功、伊藤武雄⁽⁷⁴⁾などである。

インフレーション研究会は1940年6月より開催された。理論的指導者は、インフレ理論の川崎巳三郎（調査部第1調査室流通班）と下条英男（新京調査室）であったが、両者とも東京商科大学（一橋大学）教授大塚金之助の門下生である。次いで同年7月末に大連で、9月に東京で中間報告会を開催したが、とりわけ新京支社調査室の松岡、吉植、下条、吉原次郎、米山雄治の果たした役割は大きかった。新京グループの「農業近代化論」は、農業における半封建的生産関係を打破し、近代的関係のもとに農業生産力の増大を図り、農産物価格の引き下げと中国人労働力の確保を実現する以外に、インフレ克服の道はないと主張するものだった。さらに、インフレ問題は満州だけでは解決できず、日満支の経済構造の総合的解決策が必要であり、戦争を継続するならばインフレは抑制できずいっそう悪化すると主張し、軍事予算の削減や大陸からの日本撤退まで示唆したので、軍部による弾圧を招く一要因となった。

戦時経済調査は、1941年1月、大連の業務担当者会議で松岡瑞雄がインフレ調査の発展的継続調査として、新京調査室の業務大綱として提案したことに始まる。前年度のインフレ調査が戦時経済の消極面を対象としたのに対し、生産力拡充政策のための基礎調査として、日満支の経済の再生産の視角から重工業の自立的発展と農業近代化を統一した政策を提示することに目的があった。枝吉勇は「手記」のなかで、「右〔戦時経済〕調査ハ インフレーション調査ノ延長トシテ行ハレタモノニシテ インフレーション調査ガ単ニ流通面ノ調査ニ止マリシヲ以テ根本対策ヲ策定シ得ズ 其ノ結果生産面ノ調査ヲ痛感」し、「マルクス再生産理論ニ立脚シ日満支ノ再生産構造ヲ理解シ 此基礎ニ立チテ総合的ニ日本の重工業の自立的発展を明らかしようとするものであった、と書いて⁽⁷⁵⁾いる。他方で、41年1月17日関東軍参謀長木村兵太郎が満鉄総裁大村卓一に渡した「満鉄調査部運営ニ関スル要望」では、対ソ戦ための調査が求められ、さらに軍の指導を受けるべく調査部本部を大連から新京に移すことが求められていたが、調査部は拡大して以降主力を「総合調査」計画に集中してきており、軍の依頼を片手間に処理しつつけたので、軍も不快に思い、このことが調査部弾圧事件の伏線となっていった。

戦時経済調査の業務大綱は、1941年3月の大連での会議および同年6月の東京での会議で討議され、東京調査室、北支経調室などからの反対にもかかわらず、新京調査室業務大綱は満鉄調査機関の「総合調査」業務計画として採用された。⁽⁷⁶⁾そこでの研究成果は同年12月、企画院および関東軍第

(74) 前掲『在満日系共産主義運動』、125頁。

(75) 枝吉勇「手記」。

4課へ報告され、翌42年3月、大連調査部において開かれた日満支総合調査取纏会議で「昭和16年度日満支戦時経済調査資料全7冊」としてまとめられ、各地調査室に配布された。その調査の内容は、日本の戦時経済体制の矛盾はすでに生産、消費、流通に浸透し、生産の低迷と混乱、通貨の不安定、物価の上昇、生活の不安定は日満支におよんでいる。従って経済統制を強化しなければならないと同時に、日満支の各地域に自給自足の国防経済制度を設立する必要があるとするものであり、日本の戦争遂行能力に疑問を投げかけたものであった。枝吉の前記「手記」は、「カクテ日満支南方ヲ総覽シ日本重工業確立ノ条件ヲ検出セントスルモノニシテ 之等の地区中北支ニ対スル負荷最モ著シク 從テ北支ニ於ケル階級対立ハ激化シカルベク勢ヒ中共対日本ノ対立此見地ヨリモ不可避ナリト云フナリ」と書いている。⁽⁷⁷⁾

1942年5月東京で最終的取り纏め、次いで5月下旬企画院において下条、山口による報告会を催した。だが、これは批判を呼び起こし、「戦時経済調査ノ方向替へ」を余儀なくされた。それは、「満州ノ報告ハ戦時経済ノ矛盾面ノミ強ク印象ヲ与へ 満州経済ニ就テ悲觀的印象ヲ与ヘタリ 又、官吏ハ統制経済ノ経験既ニ永ク充分ニ事象ヲ綜合的ニ觀察スル能力ヲ有シ 綜合觀察ハ満鉄調査部ノ独占ニ非ズト云フニアリタリ」⁽⁷⁸⁾という批判がなされたからであった。

支那抗戦力調査は、1939年7月、中西功（満鉄調査部上海事務所調査室職員）の提唱により、上海事務所（所長は伊藤武雄）調査室内に組織された「支那側抗戦力調査会」が中心となり遂行され、42年6月まで継続した「満鉄の総合調査としてはその名に値するたった一つの調査」⁽⁷⁹⁾であった。上海事務所を中心に、大連本社の調査部、東京調査室、北京の華北経済調査室が協力し、中西功と伊藤武雄を中心に、39年10月に第1回の中間報告会を開き、40年3月と12月に各1週間にわたる総報告会を開催した。第1回総報告会は上海満鉄倶楽部において開かれたが、開会の辞は伊藤武雄が述べ、総括および政治問題は中西功が担当し、具島兼三郎（大連本社）が国際問題、尾崎秀実（東京支社）が日本の政治動向について報告したのをはじめ、多数の報告がなされた。報告は軍部により重視され、貴重な資料と認められた。中西功は、次のように書いている。『昭和14年度総括資料』は、「当時の抗戦中国の現実を入手しうる資料によって、客観的に正確にとらえ、その運動法則をあきらかにしています。それは中国の抗戦力形成における政治力、つまり抗日民族統一戦線と中国政治の民主化と進歩の決定的重要性をみとめ、経済的にいかにおくれていても、またどんな日本の経済封鎖にあっても、その政治力に依拠して抗戦力を形成し、それを通じて中国は革命的な進歩をとげていく歴史的な方向を明白にしています。その結論は、日本が軍事的にいかに中国を攻撃して

(76) 戦時経済調査に関する資料は、前掲『満鉄調査部総合調査報告集』、781～1561頁に復刻されている。

(77) 枝吉勇「手記」。

(78) 同上。

(79) 前掲中西『中国革命の嵐の中で』、219頁。

も、それによって中国は参ることはなく、中国問題を解決しようとするれば日本は政治的解決をはかる以外にないということでした。私が執筆した『総論』のなかで、つぎのように述べています。『したがって、中国における民衆動員の状況、それにたいする政治的進歩の程度は非常に大切なものである。かかる基礎のうえにこそ抗戦中国の戦時経済もありうる。……このことは同時にわが国の対中国政策において非常な政治性が要求される理由ともなる。これが中国の抗戦態勢を見たわれわれの一つの結論である。』⁽⁸⁰⁾ 支那抗戦力調査の結論は、「支那の抗戦が民族独立と発展の歴史的向上線に沿っている全民衆の抗戦であり、その抗戦力は強靱であることを立証」したものとなった。即ち、中国沿岸地域が日本に占領されても中国は存続し、日本軍は一定の線以上に侵攻できない。戦争は長期戦になるので、政治的解決が必要だが、軍だけでは解決できない。中国から撤兵すべきであると主張したものであった。⁽⁸¹⁾

伊藤と中西は、三輪武、山崎進等を指導し、当時近衛首相の側近者の一人尾崎などと密接に連携して、40年6月に日本政府関係、40年8月に参謀本部などの日本政府中枢に報告した他、支那派遣総軍司令部、上海陸軍特務機関、上海海軍武官府、海軍遣支艦隊幕僚部、北支軍司令部、関東軍司令部などの現地軍関係に対しても報告した。中西は、「私たちはこの報告を満鉄内はもちろん、東京の陸軍省・参謀本部・海軍省・軍令部・興亜院・内閣の各省・企画院・東亜研究所・長春の関東軍司令部、南京の支那派遣総軍司令部・日本大使館・上海の海軍武官府・海軍艦隊、北京の北支那派遣軍司令部、張家口の蒙疆軍司令部、その他の官庁において、数限りなくおこないました。これは一定の影響をあたえましたが、もともと、日本の中国侵略は中国の事情によって起こったのではなく、日本帝国主義の必要——中国市場の完全独占——によって起こしたのですから、そうした科学的調査を利用することができないという宿命があり、日本がドイツ・イタリーと三国軍事同盟を締結し、大太平洋戦争に突入していくに及んで、それらを忌避し、おそれ、ついに2000名にちかい満鉄調査部を事実上の解体に導くような大弾圧になりました」と書いている。この点が、関東憲兵隊にとっては「事変の見透し困難の為、早急に政治的解決の手段を講ずる必要ある旨の進言、或いは之を示唆する報告を為して政策への反映を図ったのである」⁽⁸²⁾ ということになる。中西功が満鉄調査部弾圧事件に先立って中国共産党諜報団の嫌疑で検挙されたのは、42年6月であった。⁽⁸⁴⁾

(80) 中西功『死の壁の中から』岩波書店、1971年、21～22頁。

(81) 支那抗戦力調査に関しては、『支那抗戦力調査報告』（三一書房、1970年）として復刻されている。なお尾崎秀実「支那抗戦力調査委員会『昭和14年度総括資料』に就いて」『満鉄資料彙報』第6巻第4号も参照した。

(82) 前掲中西『死の壁の中から』、22頁。

(83) 前掲『在満日系共産主義運動』、196頁。ここでいう「政治的解決」とは、「日本が一時譲歩せば支那の抗戦体勢は急速に瓦解し、国共分裂の結果、重慶側の大部分は南京新政府側に傾き、事変は日本に有利に解決せん。斯くの如き譲歩は日本の屈辱に非ずして対支侵略の意図なしとする近衛三原則の正義に則る政治的実現に外ならずとなし、場合に依つては日本の対支総撤兵と言ふ如きも一時的に必要ならんと謂ふにあつたのである。」（同上、196頁）

以上のように、満鉄調査部弾圧事件の直接的誘因になったのは、合作社弾圧事件の被検挙者の強制的自白にもとづく検挙者リストであるが、その底流には満鉄調査部の「総合調査」が日本軍の中国支配を批判し撤兵論も示唆するなど軍の意向と抵触するようになったことがある。即ち、満鉄調査部の調査機構の画期的拡充に伴い、国策的調査機関として「総合調査」を遂行したことが、「左翼調査の殆ど大部分を軍関係、企画院、興亜院或は満州国政府関係よりの依頼調査たらしめるに成功し、以て自己の調査意図を国策調査に藉口して正体暴露の防衛を図ったのである」⁽⁸⁵⁾とされ、調査部弾圧の口実とされたのである。そしてその政治権力行使の背景には、1941年4月の企画院事件（調査部関係者2名も検挙）、41年10月のゾルゲ事件（尾崎以外に調査部員1名が、さらに翌42年4月に4名が検挙）、さらに翌42年6月の「反戦グループ」事件（上海事務所員を中心に調査部関係者6名が検挙）とつづく一連の弾圧政策があった。すでに、42年5月、満鉄総裁大村卓一が上京したとき東條首相は大村に対して、近いうちに満鉄に手をつけると述べたといわれ、じっさいに東條は加藤泊次郎を関東憲兵隊司令官に任命し、調査部弾圧の責任を負わせた。調査部はその情報を入手した後、ただちに調査部総務課長の枝吉勇を大連憲兵隊との交渉に行かせ、検挙される者に対して虐待行為がないよう希望したという⁽⁸⁶⁾。検挙が実行されたのは、「当時の憲兵隊司令官が東條英機の子分と噂を呼んでいた加藤泊次郎であった事とそれより少し前、日本に於ては、ゾルゲ事件及企画院事件が相次いで発覚し、支配者の頭が共産主義に対して神経過敏に成っていた為であると考える」⁽⁸⁷⁾との川戸武の供述は示唆的である。そこに日本帝国主義の植民地下満州において体制内変革を目ざした「満鉄マルクス主義」の限界もあったといえよう⁽⁸⁸⁾。

付記）本研究は慶応大学経済学部の研究教育資金（1998～2000年度）による共同研究の成果の一部である。

（経済学部教授）

(84) 中西功は、「1940年7月にさきの抗戦力報告で東京に行ったときも、警視庁は報告が終わったら、私を引っ張るつもりにしていたのですが、私はその報告を終った翌早朝の飛行機で羽田をたったので、それが果せませんでした。41年10月にゾルゲ・尾崎事件の関係者が一斉に検挙されたあと、42年6月にその関係者の供述をもとにして私たちを逮捕しました」と書いている。（前掲中西『死の壁の中から』、22～23頁）

(85) 前掲『在満日系共産主義運動』、168頁。

(86) 宮西義雄『満鉄調査部と尾崎秀実』亜紀書房、1983年、110頁。原覚天『満鉄調査部とアジア』世界書院、1986年、261頁。

(87) 川戸武「供述書」27頁。

(88) 「満鉄マルクス主義」の限界について、三輪武は「これが私たちの限界であったと思います。私たちは革命家にはなり得ませんでした。ただあの国家や民族の危機に際して、満鉄調査部という合法的機関のなかで真実を追求して、その成果による発現をもってぎりぎりの抵抗を試みたのでした」と述べている。（前掲井村編『満鉄調査部——関係者の証言』、465頁）